

介護保険制度が変わりました



介護保険は、加齢や病気で介護が必要となったときに、介護サービスを受けられるよう社会全体で支え合う制度です。この制度は、サービスが必要な人や人口構成の変化などに対応するため、3年ごとに見直しを行っています。今号では、6年3月に策定した八千代市高齢者保健福祉計画の概要と介護保険制度の主な変更点についてお知らせします。

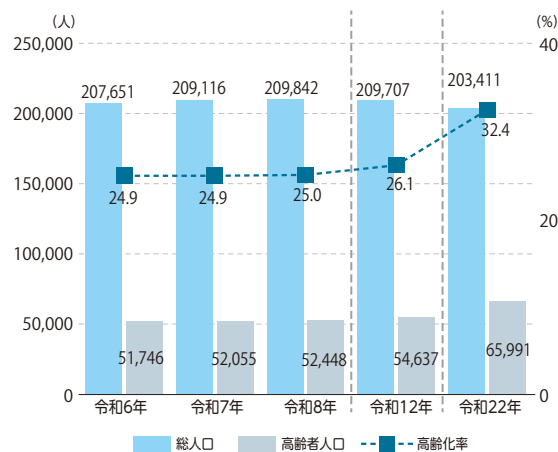
市高齢者保健福祉計画策定の背景

●高齢者を取り巻く状況

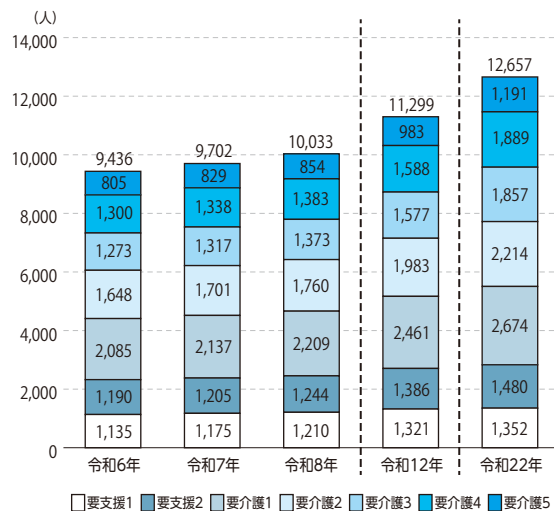
介護保険制度は、平成12年に社会全体で介護サービスを必要とする高齢者を支える仕組みとして創設され20年以上が経過しています。その間、介護サービスの利用者は増加し、介護を必要とする人にはなくてはならないものとして、社会に定着し、発展しています。

今後も、高齢化が一層進み、22年に高齢者人口は65,991人、高齢化率は32.4%まで上昇

▶図1 高齢者数などの推計



▶図2 要支援・要介護度別認定者数の推計



する見込みです。(図1)

要支援・要介護認定者数も22年には12,657人となり、介護サービス需要の急激な増加が見込まれています。(図2)

一方、生産年齢人口は減少していくため、介護サービス基盤の整備や介護サービスの担い手不足など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化することが予測されています。

●住み慣れた地域で安心して生活するために社会環境の変化の中においても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも

安心して暮らすために地域包括ケアシステムの構築に向けた各種取組を進めています。

また、地域包括ケアシステムの更なる推進を図りつつ、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

こうした背景を踏まえ、高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な実施や推進を図るために、今後の中長期的な人口動態や介護サービス需要の見込みを基にして、「八千代市高齢者保健福祉計画」を策定しました。計画期間は、6年度から8年度までの3年間です。

計画の基本理念

高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を営むことができるまちづくり

計画の基本方針

八千代市らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します



1. みんなで支えあう基盤づくり

- ・地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進、関係機関・団体等との連携強化を図ります。
- ・高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- ・高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。
- ・地域とともに認知症高齢者を見守れる仕組み・体制づくりに努めます。
- ・高齢者に配慮したまちづくりや多様な住まいの確保に努めます。

2. 心身の健康づくり

- ・高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。
- ・心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるような高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

- ・支援が必要な高齢者が利用可能な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報を受け取り、相談のできる体制づくりに努めます。
- ・地域資源・人材を活用した取組を進めます。

夏休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しましょう。

●不審者に出会ったときの対応は？

「いかのおすし」を合言葉に！「**い**かない・**の**らない・**お**お声を出す・**す**ぐにげる・**し**らせる。」を合言葉に、危険から身を守る力を育てましょう。また、すぐに110番をしてください。

●安全に安心してインターネットを利用するために

インターネットの使い方が急激に変化しています。SNSによるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。

●愛のひと声を！

子どもの小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの？」と優しく声を掛けましょう。よい行いは、その場で褒めるのが一番です。

●ダメなものダメ！

20歳未満の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものはダメ！」の一言が、非行から救います。子どもたちは酒やタバコの害についての知識と判断力が不十分ですので、話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

●夜の外出は控えましょう！

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律並びに当該千葉県施行条例により禁止されています。

●青少年相談をご利用ください。

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。電話相談と来所相談（要電話予約）があり、受付時間は月曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時。お問い合わせは、青少年センター／大和田138-2教育委員会庁舎内 ☎（483）2842へ

●注意点 ①散布後1週間程度は、水田に立ち入らないでください、②散布中は農道など散布区域内の通行や新川遊歩道付近での釣りは避けてください、③散布中水田周辺には駐車をしなideくください、④万が一、薬剤を吸い込んだり身体にかかってしまった場合は、すぐにうがいや、せっけんなどで水洗いをし、体調を崩された場合は八千代市植物防疫協会までご連絡ください。●問い合わせ 八千代市植物防疫協会（J A 八千代市指導販売課内） ☎（459）8125 （農政課）